

令和元年度第2回スポーツ振興事業助成審査委員会議事要旨

- 1 日 時 令和元年10月21日(月) 13:00～14:40
2 場 所 独立行政法人日本スポーツ振興センター 大会議室1・2
3 出席者 [審査委員]

川西委員長、藤田第一部長、友添第二部長、赤羽委員、井澤委員、伊藤委員、小沢委員、杉田委員、高崎委員、鳥原委員、西委員、二宮委員、服部委員、樋口委員、藤丸委員、三阪委員、村井委員、山下委員
[独立行政法人日本スポーツ振興センター]
大東理事長、今泉理事、堀江スポーツ振興事業部長、鴨井支援企画課長、岩谷支援第二課長

4 議 事

■平成30年度スポーツ振興事業助成評価(案)について

資料1及び資料2に基づき、事務局から説明を行った。

<質疑応答等>

(○:審査委員 △:JSC)

- 総合型地域スポーツクラブ活動拠点(クラブハウス)整備事業について、「ニーズ自体が少ないと考えられることから、引き続き募集は行わず、事業の廃止を含めて検討する必要がある」という提言がされている事情を説明されたい。
- △ ここ数年の合計で交付件数が数件程度しかなく、助成メニューと助成団体のニーズが合致していない可能性があるため、今後見直しをしていく必要があるのではないか、というご提言をいただいたものとなる。
- 総合型地域スポーツクラブは飽和状態になっており、約3,500クラブをピークにクラブ数は減少してきている。この助成メニューの使命は果たし終わったと理解した方がよいのではないか。自己資金がある程度なければ実施できない事業でもあるため、それだけの体力が今の総合型地域スポーツクラブにあるかどうかということも含めて、検討しなければならない大きな課題である。

平成30年度スポーツ振興事業助成評価(案)について、原案どおり承認された。

なお、令和元年度の評価の実施に当たり、新たな評価指標の見直し等の必要性が生じた場合は、その取扱いについて委員長及び評価ワーキンググループ委員に一任され、とり進めていくことが確認された。

■令和元年度スポーツ振興基金助成の配分及び令和元年度スポーツ振興事業助成金の二次配分(案)について

報告資料1及び報告資料2について、事務局から報告を行い、特段の意見は無かった。

また、資料3及び資料4に基づき、事務局から説明を行い、原案どおり承認された。

なお、今後、修正等が生じた場合は、その取扱いについて委員長及び関係部会長に一任され、とり進めていくことが確認された。

■スポーツ振興くじ助成対象事業の新設(案)について

資料5及び資料6に基づき、事務局から説明を行った。

<質疑応答等>

(○:審査委員 △:JSC)

- | |
|--|
| <p>○ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京2020大会」という。)で使用する競技用備品に対する助成について、大会後にレガシーとして適切に使われているか確認する必要があると思われるが、どのように考えているのか。</p> <p>△ 東京都及び公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から競技用備品の譲渡を受けた地方公共団体等における大会後の使用状況については、確認方法を含め、今後検討してまいりたい。</p> |
|--|

スポーツ振興くじ助成対象事業の新設(案)について、原案どおり承認された。

なお、今後、助成内容等に変更が生じた場合は、その取扱いについて委員長及び関係部会長に一任され、とり進めていくことが確認された。

■令和2年度スポーツ振興事業助成に係る交付対象事業の募集（案）について

資料7及び資料8に基づき、事務局から説明を行った。

<質疑応答等>

(○:審査委員 △:JSC)

△「地域スポーツ施設整備助成」における「法人格を有する総合型地域スポーツクラブ」が助成対象となっている事業については、直近5か年度の申請団体数が、毎年度、数団体程度に留まっており、ニーズが少ないと考えられることから、令和2年度の申請状況等によっては、総合型地域スポーツクラブに関する事業の見直しとあわせ、令和3年度からの見直しを検討したい。

○ スポーツ振興基金助成のうちスポーツ団体大会開催助成について、助成金限度額が3,000万円から1,000万円に減額されているが、その理由はなぜか。東京2020大会のコンセプトが「レガシーの創出」ということで、例えば、大会後には新設された競技会場を使った、様々な大会が開催されると考えられる。そういったことを踏まえると、あまりの減額はいかかなものかという印象を受ける。可能であれば、ここまでの減額にならないような思案をお願いしたい。

△ スポーツ振興基金は、政府出資金250億円を原資に、その運用益等を財源として助成を行ってきたものであるが、財政資金の有効活用を図る観点から、平成27年度から段階的に国庫返納しており、それに伴う基金の減少により助成財源となる運用益も減少している。

他方、平成29年度までは助成金限度額を1,000万円としていたが、東京2020大会の開催を受け、国際的な競技会の開催が増えることが見込まれることから、平成30年度、令和元年度に限り、助成金限度額を3,000万円に引き上げたが、令和2年度については助成財源に応じた配分金額とするため、助成金限度額を平成29年度までの1,000万円に戻すものである。

○ スポーツ振興くじ助成に関しても、申請額が助成財源を上回る状況となっており、東京2020大会後に、スポーツ振興を支援する財源としてどのように活用されるべきかという基本的な原理を、今後見据えていく必要がある。東京2020大会後は、スポーツに対する国からの支援も減っていくことが考えられる。スポーツ振興投票法の改正も含めて、具体的なアイデアを出し合い、今後の方向性を考え、委員一同が共通認識を持つ必要があるのではないか。事務局においても、新規の事業や支援の在り方についてしっかりと検討の上、委員の皆様にもご協力をお願いしたい。

令和2年度スポーツ振興事業助成に係る交付対象事業の募集（案）について、原案どおり承認された。

なお、今後、募集内容等に変更が生じた場合は、その取扱いについて委員長及び関係部会長に一任され、とり進めていくことが確認された。

以上